

令和 5 年度

四万十町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

四万十町監査委員

6 四 監 発 第 3 2 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

四万十町長 中尾 博憲 様

四万十町監査委員 田邊 幹男



四万十町監査委員 緒方 正純



令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項
の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率を、四万十町監
査基準に準拠して審査したので、その結果について意見書を提出します。

令和5年度 健全化判断比率審査意見書

1、審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月8日まで

3、審査の方法

町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4、審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記				(単位：%)
健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度決算における 早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	13.57
連結実質赤字比率	—	—	—	18.57
実質公債費比率	6.6	6.0	6.1	25.00
将来負担比率	—	—	—	350.00

※「—」は、比率が算定されない場合の表示である。

(2) 個別意見及び是正改善を要する事項

健全化判断比率の4指標はいずれも令和5年度決算における早期健全化基準を相当程度下回っていることから、本町の財政の健全性は保たれていると判断できる。

しかし、依然として高い公債費負担の状況などまだまだ改善すべき点があり、四万十町総合振興計画や中期財政計画等の各種計画に基づき、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和５年度 資金不足比率審査意見書

１、審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２、審査の期間

令和６年７月１６日から令和６年８月８日まで

３、審査の方法

町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４、審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		令和５年度決算における 経営健全化基準
	令和５年度	令和４年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.00
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	20.00
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00

※「—」は、比率が算定されない場合の表示である。

（２）個別意見及び是正改善を要する事項

各会計とも資金不足はないものと認められたが、今後においても健全なる経営に努力されたい。